

平成29・30・31年度

競争参加資格審査申請書提出要領

(物品製造等)

平成31年4月版

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

(財務部 調達・管理課)

平成29・30・31年度
競争参加資格審査申請書提出要領
(物品製造等)

申請にあたって

当機構の競争入札等に参加しようとする者は、当機構の申請先いずれか1か所のみ申請してください。

(申請書の提出は、持参又は郵送のみとなります。)

本資格の付与により、当機構の全調達機関において物品製造等の入札参加が可能となります。

なお、現在有効な全省庁統一資格(以下「統一資格」という。)を有する者は、その資格をもって本資格を付与されている者として取扱いますので、当機構の物品製造等の入札参加が可能です。

但し、資格が付与されていない営業品目の入札等には参加できませんので、ご注意ください。

(本申請を行うことなどで参加が可能となる場合もありますので、各入札等において問い合わせ先担当までご確認ください。)

1 申請書の受付期間

随時受付(資格を付与したときから資格が有効)

2 申請者の営業区分及び業種区分

①物品の製造 ②物品の販売 ③役務の提供等 ④物品の買受け

※上記の①～④を総称して物品製造等といいます。これ以外の営業区分(「建設工事」及び「測量及び建設コンサルタント」)については、事前の資格審査の申請受付は行いません。

3 申請書類

「独立行政法人中小企業基盤整備機構物品製造等契約競争参加者資格審査事務取扱要領」(要領16第88号)に基づき、

①競争参加資格審査申請書(記入要領は9ページ以降参照)の他、次の書類の提出をお願いいたします。法人の場合は、②～⑦(個人の場合は、②～⑥)を全て申請書に添付して提出してください。

※ ・公的機関が発行する書類については、発行日から3か月以内のものに限ります。

・添付書類は、複写機等により複写したものでも有効です。

・適格組合等とは、適格組合及びその他各組合を含みます。

なお、統一資格を有する方が本申請を行う場合は、統一資格を申請する際に提出した(イ)「申請書」及び(ロ)「資格審査結果通知書」の写しの提出により②～⑤を省略することができます。

インターネットで統一資格を申請した時に、(ハ)「インターネット資格申請 資格申請内容」(PDFファイル)又は申請画面のハードコピーをとられた方は、その写しの提出により上記の(イ)に代えることができます。

※上記(イ)と(ロ)または(ハ)と(ロ)いずれの場合も提出いただく当機構あて申請書類の内容を確認するために必要となります。

統一資格において変更届を提出している場合は、(イ)(ロ)(ハ)それぞれ変更申請した時のものも必要に応じて提出してください。

物品製造等に係る申請書類

① 競争参加資格審査申請書(様式第1-1号から第1-4号までの4ページ)

② 営業経歴書 申請者が自ら作成した会社の商号・所在地・代表者の役職と氏名・沿革(営業年数)・従業員数・営業品目・支店営業所の所在地等の状況を記載したものです(これらの内容が記載されていればパンフレット等でも可)。様式はサイトに掲載しております。最新のを提出してください。

③ 登記簿謄本(発行後、3か月以内のもの)(**履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書**)

④ 財務諸表類(直前の1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分(損失処理)計算書または株主資本等変動計算書)

(連結決算を行っている場合は、申請者単体の財務諸表類が必要となります)

(個人の場合は、これらに類する書類。例:確定申告書等財務諸表類に類する書類)

ただし、同書類を添付することが困難である場合には、作成可能な期間に係る同書類。

⑤ 納税証明書(税務官署が発行する証明書。発行後、3か月以内のもの)

法人の場合(その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

個人の場合(その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用またはこれらに類する書類)

※ 納税証明書に未納があると記載の場合は、受付できません。

※ なお、新規設立法人等の場合は、直接、所轄の税務署にお問い合わせください。

⑥ 資格決定通知書の返信用封筒(サイズ:長3サイズ)1通。

(宛先を記入し82円切手を貼付してください。)

⑦ 次の各種規格を取得している場合は、各登録機関が認定した際の証明書(写し)を提出すること。

プライバシーマーク(Pマーク)・ISO9001・ISO14001・ISO27001(ISMS)等

取得していない業者については、提出は不必要です。なお、更新中の場合は、それを証明する書類を添付すること。

また、「役務の提供等;3315(人材派遣)」を登録希望する場合は、厚生労働大臣が発行する「一般労働者派遣事業許可書」を取得している者、または厚生労働大臣に対し「特定労働者派遣事業届出書」を提出している者に限るため、許可書または届出書の(写し)を提出すること。

【官公需適格組合の場合】

上記②～⑤は申請者が希望する等級に足りるだけの添付書類数で構いません。

その際、官公需適格組合証明書の写しと各社審査項目の金額等を合算した別紙明細表を添付してください。

※ 別紙明細表の様式はサイトに掲載しております。

なお、適格組合単体として資格申請を行うことも可能です。

4 資格の有効期間

随時受付分の資格の有効期間は、

:資格を付与したときから平成32年3月31日(火)まで

5 参加者の資格審査

資格審査は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が定める「独立行政法人中小企業基盤整備機構物品製造等競争参加資格審査事務処理要領」に掲げる資格審査項目ごとに審査し、各等級（A，B，C）に格付けを行います。

6 資格審査結果の通知

申請者には、資格審査終了後、順次審査結果を文書（資格決定通知書）により通知します。

これに記載された業種の分類（営業品目）とコード及びランクが、参加可能な資格の範囲となります。

なお、「資格決定通知書」は再発行いたしません。ご了承ください。

7 提出方法

(1) 申請書類及び記載要領

独立行政法人中小企業基盤整備機構のインターネットホームページ

[\(<http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/qualification/index.html>\)](http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/qualification/index.html) にアクセスし、出力することができます。

(2) 提出場所・方法

「別記」に掲げる申請先のいずれか**1か所**に申請してください。

複数箇所への申請または支店としての申請はご遠慮ください。

(3) 申請書類に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 申請書類

書類一式を、「3 申請書類」の順番に添えて、2穴のパンチで穴をあけて、紙製のA4判フラットファイルに綴じてください。

① ファイルの表紙及び背表紙に会社名等を記入（参考①参照）してください。

② ファイルの色を緑色にしてください。

(5) 受付時間

・持参の場合……………10時00分～11時30分、13時30分～17時00分

（ただし、土曜・日曜、祝日を除く）

・郵送等の場合……………申請書類一式をフラットファイルに綴じて封筒等に封入し、表に赤字で「競争参加資格申請書（物品製造等）」在中と表示し送付してください。

8 その他

(1) 申請書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができます。

(2) 外国事業者が提出する申請書類は、日本語で記載してください。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付してください。なお登記簿謄本及び納税証明等に関する書類は当該国の所轄官庁又は権限のある機関の発行する書面としてください。

- (3) 申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率を定める件に基づき邦貨に換算して得た額を記入してください。

◆ 申請先一覧 ◆ *下記のいずれか1ヶ所に申請してください。

複数箇所への申請はご遠慮ください。

なお、ご記入の上でご不明な点がありましたら、本部又は各申請先へお問い合わせください。

本 部 財務部 調達・管理課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 7 階 TEL 03-5470-1507 (ダイヤルイン)

都道府県名	申請先
北海道	北海道本部 企画調整課 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西 1-1-7 ORE 札幌ビル 6F TEL 011-210-7470(代表)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北本部 企画調整課 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワ ービル 6F TEL 022-399-6111(代表)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	本部(財務部 調達・管理課) 〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 7F TEL 03-5470-1507(ダイヤルイン)
	中小企業大学校東京校 業務課 〒207-8515 東京都東大和市桜ヶ丘 2-137-5 TEL 042-565-1192(代表)
新潟県、山梨県、長野県	本部(財務部 調達・管理課) 〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 7F TEL 03-5470-1507(ダイヤルイン)
	中小企業大学校三条校 業務課 〒955-0025 新潟県三条市上野原 570 番地 TEL 0256-38-0775(代表)
岐阜県、愛知県、三重県	中部本部 企画調整課 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-2-13 名古屋センタービル 4F TEL 052-201-3003(代表)
	中小企業大学校瀬戸校 業務課 〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町 79 番地 TEL 0561-48-3400(代表)

富山県、石川県、福井県	北陸本部 企画調整課 〒920-0031 石川県金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 10F TEL 076-223-5761(代表)
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿本部 企画調整課 〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 27F TEL 06-6264-8611(代表)
	中小企業大学校関西校 業務課 〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡 1929 TEL 0790-22-5960(代表)
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国本部 企画調整課 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 5-7 広島 KS ビル 3F TEL 082-502-6300(代表)
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国本部 企画調整課 〒760-0019 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 7F TEL 087-811-3330(代表)
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	九州本部 企画調整課 〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園町 4-2 サムティ博多祇園 BLDG. TEL 092-263-1500(代表)
	中小企業大学校人吉校 業務課 〒868-0021 熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1 TEL 0966-23-6851(代表)

(参考②：申請受付業種一覧表)

物品製造等

区分	分類	コード	営業品目	具体的内容
物品の製造	衣服・その他繊維製品類	1101	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
物品の製造	ゴム・皮革・プラスチック製品類	1102	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
物品の製造	窯業・土石製品類	1103	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
物品の製造	非鉄金属・金属製品類	1104	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ(標体)等
物品の製造	フォーム印刷	1105	フォーム印刷	
物品の製造	その他印刷類	1106	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
物品の製造	図書類	1107	図書類	書籍、新聞、出版等
物品の製造	電子出版物類	1108	電子出版物類	CD-ROM等
物品の製造	紙・紙加工品類	1109	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
物品の製造	車両類	1110	車両類	自動車、自動二輪、自動車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター等
物品の製造	その他輸送・搬送機械器具類	1111	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
物品の製造	船舶類	1112	船舶類	
物品の製造	燃料類	1113	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
物品の製造	家具・什器類	1114	家具・什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
物品の製造	一般・産業用機器類	1115	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
物品の製造	電気・通信用機器類	1116	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
物品の製造	電子計算機類	1117	電子計算機類	コンピューター、パソコン、汎用ソフトウェア等
物品の製造	精密機器類	1118	精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
物品の製造	医療用機器類	1119	医療機器類	MRI、ベット等
物品の製造	事務用機器類	1120	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
物品の製造	その他機器類	1121	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
物品の製造	医薬品・医療用品類	1122	医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
物品の製造	事務用品類	1123	事務用品類	事務用品、文具等
物品の製造	土木・建設・建築材料	1124	土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、スノーポール等
物品の製造	造幣・印刷事業用原材料類	1125	造幣・印刷事業用原材料類	貨幣材料、塗金材料、特殊印刷用紙、インキ、ペースト、製紙用原材料等
物品の製造	造幣事業用金属工芸品類	1126	造幣事業用金属工芸品類	金属工芸品の加工等
物品の製造	警察用装備品類	1127	警察用装備品類	銃器関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品
物品の製造	防衛用装備品類	1128	防衛用装備品類	防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生機材等、防衛用その他機器等
物品の製造	その他	1129	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他
物品の販売	衣服・その他繊維製品類	2201	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
物品の販売	ゴム・皮革・プラスチック製品類	2202	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
物品の販売	窯業・土石製品類	2203	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
物品の販売	非鉄金属・金属製品類	2204	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ(標体)等
物品の販売	フォーム印刷	2205	フォーム印刷	
物品の販売	その他印刷類	2206	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
物品の販売	図書類	2207	図書類	書籍、新聞、出版等
物品の販売	電子出版物類	2208	電子出版物類	CD-ROM等
物品の販売	紙・紙加工品類	2209	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
物品の販売	車両類	2210	車両類	自動車、自動二輪、自動車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター等

物品の販売	その他輸送・搬送機械器具類	2211	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
物品の販売	船舶類	2212	船舶類	
物品の販売	燃料類	2213	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
物品の販売	家具・什器類	2214	家具・什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
物品の販売	一般・産業用機器類	2215	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
物品の販売	電気・通信用機器類	2216	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
物品の販売	電子計算機類	2217	電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
物品の販売	精密機器類	2218	精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
物品の販売	医療用機器類	2219	医療用機器類	MRI、ベット等
物品の販売	事務用機器類	2220	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
物品の販売	その他機器類	2221	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
物品の販売	医薬品・医療用品類	2222	医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
物品の販売	事務用品類	2223	事務用品類	事務用品、文具等
物品の販売	土木・建設・建築材料	2224	土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、スノーポール等
物品の販売	造幣・印刷事業用原材料類	2225	造幣・印刷事業用原材料類	貨幣材料、塗金材料、特殊印刷用紙、インキ、ペースト、製紙用原材料等
物品の販売	造幣事業用金属工芸品類	2226	造幣事業用金属工芸品類	金属工芸品の加工等
物品の販売	警察用装備品類	2227	警察用装備品類	銃器関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品
物品の販売	防衛用装備品類	2228	防衛用装備品類	防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生機材等、防衛用その他機器等
物品の販売	その他	2229	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、電力供給、その他
役務の提供等	広告・宣伝	3301	広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
役務の提供等	写真・製図	3302	写真・製図	写真撮影、製図、製本等
役務の提供等	調査・研究	3303	調査・研究	調査、研究、検査等
役務の提供等	情報処理	3304	情報処理	統計、集計、データエントリー、媒体変換等
役務の提供等	翻訳・通訳・速記	3305	翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
役務の提供等	ソフトウェア開発	3306	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
役務の提供等	会場等の借り上げ	3307	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、設営等
役務の提供等	賃貸借	3308	賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
役務の提供等	建物管理等各種保守管理	3309	建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
役務の提供等	運送	3310	運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
役務の提供等	車両整備	3311	車両整備	車両、航空機、ヘリコプター等の整備
役務の提供等	船舶整備	3312	船舶整備	船舶の整備
役務の提供等	電子出版	3313	電子出版	CD-ROM製作等
役務の提供等	防衛用装備品類の整備	3314	防衛用装備品類の整備	防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生機材等、防衛用その他機器等の整備
役務の提供等	人材派遣	3315	人材派遣	人材の派遣
役務の提供等	自動車運行管理業務	3316	自動車運行管理業務	自動車運行管理業務
役務の提供等	その他	3317	その他	医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、その他
物品の買受け	立木竹	4401	立木竹	ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く
物品の買受け	その他	4402	その他	鉄屑回収、古紙回収等

競争参加資格申請書の記入要領

第1 概要

- 1 申請書類は、前掲の申請先一覧いずれか1か所に提出してください。
資格の付与により、当機構の全調達機関において入札参加が可能となります。
- 2 申請書は手書きの場合、黒のボールペン等で丁寧に記入してください。
- 3 申請書の記載事項の基準日は、申請書を提出する日、(決算に関する事項については、基準日直近の決算日。また、全省庁統一資格の各種書類の写しを添付資料として提出する場合は、その申請書に記入したもの)とします。
- 4 金額は、千円単位で、フリガナの欄は、カタカナで記入してください。
- 5 申請書は、日本語で記載してください。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付してください。
- 6 申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率を定める件に基づき邦貨に換算して得た額を記入してください。

第2 競争参加資格審査申請書(物品製造等)について

競争参加資格審査申請書(様式第1-1号から第1-4号)

(第1-1号)

※表題部に、法人番号、商号又は名称、代表者役職及び氏名を記入してください。さらに、代表者印欄には入札書、契約書、委任状等に押印する使用印鑑を鮮明に押印してください。

- (1) 「受付番号」「登録番号」「申請者の規模」欄については、記入しないでください。
- (2) 「適格組合証明書」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長より、官公需適格組合証明書の発行を受けている適格組合は、証明書年月日及び番号を記入してください。なお、確認のため、官公需適格組合証明書の写しを提出してください。
- (3) 「郵便番号」及び「住所」から「FAX番号」までの各欄は、次により左詰めで記入してください。
 - ① フリガナの欄は、カタカナで記載してください。
なお、「住所」欄の都道府県名及び「商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは必要ありません。
 - ② 「住所」欄での丁目、番地は、「- (ハイフン)」により省略して記入してください。

(例)

また外国事業者の場合は、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。なお日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。

- ③ 「商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いてください。以下にないものは、そのまま記入してください。
(なお、略号にはフリガナは必要ありません。)

種類 ④	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	一般 財団 法人	一般 社団 法人	公益 財団 法人	公益 社団 法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(協組)	(業)	(企)	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)

(例) チュウショウキコウ

(株) 中小機構

08 「代表者氏名」については、法人の場合は登記事項証明書に記載がある、代表権のある役員の役職名と氏名を記載してください。複数名いる場合は1名のみ記載してください。

個人の方で役職が無い場合は、「代表」と記載してください。

なお、代表者の役職については、フリガナは必要ありません。

(例) チュウショウ タロウ

代表 中小 太郎

09 「記載者氏名」の欄、**本件の申請書を作成した担当者の氏名**を記入してください。(※営業の担当者ではありません。)

10 「Eメール」欄、設定されている場合記入してください。

11 「電話番号」及び12 「FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、() は用いないでください。

(例) 03-5470-1507

(なお、この欄は本件の内容について問い合わせるため、申請書を作成した担当者の連絡先を記載してください。)

(第1-2号)

全省庁統一資格の各種書類の写しを提出される方は、「申請書」の18 製造・販売等実績の数値をそのまま記入してください。

(4) 13 「製造・販売等実績高」の各欄については、次により記載してください。

ア 7～8ページの申請受付業種一覧表を参照の上、「①競争参加資格希望業種区分」欄には、当機構が設定した業種区分に対応した競争への参加を希望するコード及び営業品目(以下「競争参加資格希望業種区分」という。)を記入してください。

(例) 1105 フォーム印刷

イ 「②直前々年度分決算」、「③直前年度分決算」及び「④直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種区分ごとに「売上高」を記入してください。

金額については、財務諸表類の損益計算書の「売上高」の合計金額から上記「ア」で希望した「業種」のみに係る「売上高」を記入して下さい。複数の業種を希望する場合は、それぞれに売上高を記入し、合計が損益計算書の「売上高」の合計と一致するよう各売上高を記入してください。なお、いずれにも該当しない「業種」の場合(建設業、測量及び建設コンサルタントを含む)は、「希望業種以外」に記入してください。

また、「④直前2か年間の年間平均実績高」については、②と③の金額の平均を記入し、合計も「売上高の合計」の平均と一致するようにしてください。

- ※ 組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの実績（申請をする業種区分と同じものに限る）の合計を記入してください。
- ※ 決算が1事業年度1回の場合には、「②直前々年度分決算」及び「③直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち**右欄太枠のみ**に記入してください。
- ※ 「③直前年度分決算」とは基準日直前に決定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前々年度決算」とは直前年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した「年間平均実績高」をそれぞれいいます。
- ※ 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限ります。）を含めた実績を記入してください。
- ※ 新規設立法人等で決算実績が2事業年度（12か月×2年度）分の決算実績がない場合は、以下のよう
に記入してください。

(a) 「直前々年度分決算」がなく、「直前年度分決算」が12か月分または12か月に満たない月数の場合・・・「②直前々年度分決算」、「③直前年度分決算」の欄に「0」を記入してください。

(b) 「直前々年度分決算」が12か月分ない場合
「②直前々年度分決算」の欄と「③直前年度分決算」の欄にそれぞれの年度の金額を記入してください。

「④直前2か年間の年間平均実績高」の欄には、以下の計算で求められる数値を記入してください。

決算額の合計（②+③）÷決算期間の延べ月数×12か月

(例) 「②直前々年度分決算」・・・8,000千円（決算期間：2013.8～2014.3までの8か月間）

「③直前年度分決算」・・・16,000千円（決算期間：2014.4～2015.3までの12か月間）

「④直前2か年間の年間平均実績高」＝（8,000千円＋16,000千円）÷（8+12）か月×12か月
＝14,400千円

- ※ 公益法人の場合は、会費収入、補助金収入、利息収入等を除き、法人の事業活動のみで得られた収入のみを売上高として記入してください。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとしてください。
このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記してください。

(第1-3号)

全省庁統一資格の各種書類の写しを提出される方は、「申請書」の 19 自己資本額 20 外資状況
21 経営状況 23 営業年数 24 常勤職員の人数 25 設備の額 26 主な設備内容 の数値
等をそのまま記入してください。

- (5) 14 「自己資本額」の各欄については、次により記載してください。

【株式会社等（組合も含む）の場合】

14 自 己 資 本 額	区 分	直前決算時 (1) (千円)	剰余(欠損)金処分額 (2) (千円)	決算後の増減額 (3) (千円)	合 計 (千円)
	① 資本金 (うち外国資本)	貸借対照表の 資本金、出資金		決算後に登記事項証明 書で増資した金額	①(1)+①(3) (外国資本金額)
	② 準備金・積立金	貸借対照表の純資産合 計から①(1)と③(2)の 合計を引いた残りの金額		決算後に準備金等の積 増金額がある場合のみ 記載	②(1)+②(3)
	③ 繰越利益剰余金(欠損金)		繰越利益剰余金 または 当期末処分剰余金	(記入不要)	③(2)
	④ 計	上記合計	上記金額	上記合計	上記合計 (貸借対照表の純資産合計)

- (6) 15 「経営状況」の「流動比率」欄は、直前1年度分決算によって記入してください。
なお、流動比率は小数点以下第一位の数値を四捨五入した数値を記入してください。
- (7) 16 「営業年数等」の「④営業年数」欄には、会社の**創業日**又は会社設立から**基準日**までの期間を記入してください。なお、当該事業で中断した期間がある場合は、その分を控除した期間（1年未満切捨て）を記入してください。組合にあっては、**組合と構成組合員のそれぞれの値の平均値**を記入してください。
- (8) 17 「常勤職員の人数」欄は、基準日の前日において常時雇用している従業員の数（法人にあっては常勤役員の数を含みます。個人にあっては事業主を含みます。組合にあっては組合の役員と組合員の常勤職員との合計。）を記入してください。
- (9) 18 「外資状況」については、有無のいずれかに○印を付し、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合には、該当する会社区分の番号（1・2・3のいずれか）に○印を付するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。
なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは、100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- (10) 19 「設備の額」の各欄については、上記(4)13「希望する製造等の種類」で**物品の製造**を希望した場合のみ、次の区分によって、貸借対照表に掲げられた金額を記入してください。詳細は別に掲げる競争参加資格審査申請書（記入例）をご参照ください。
ア 「①機械装置類」
イ 「②運搬具類」
ウ 「③工具その他」
- (11) 20 「主要設備の規模」欄は、19「設備の額」欄の記載対象とされた設備の中から、競争参加資格希望業種に係る自社の主要設備の名称及び台数等を記載してください。

(第1-4号)

- 21 「営業所等一覧」欄は、競争参加を希望する地域に○印を記入し、その地域に所在する本社または、支店、営業所等の名称、郵便番号、所在地（住所）、電話番号・FAX番号を記入してください。
なお、資格の付与により、当機構の全調達機関において入札が可能となっており、この欄は参加する地域を限定するものではありません。

第3 資格申請内容の変更と追加について

競争参加資格変更届兼申請書（物品製造等）（第5号）

有資格者の申請書及び添付書類の内容に変更等がある場合は届出または申請が必要です。

変更及び追加できる項目は以下のとおりです。

様式と記入例は、後日ホームページで掲示します。

提出先は、送付される「資格決定通知書」で確認し、当初申請した当機構の担当部署へ提出してください。

(1) 届出事項

- ① 「住所」（「営業所」も含む）の変更
- ② 「商号又は名称」の変更
- ③ 「代表者」の変更
- ④ 「営業所等」の追加、削除
- ⑤ 「廃止の届出」
- ⑥ その他の届出事項（代表者印の変更および取得規格の追加等）

注1 変更後の「資格決定（変更）通知書」の通知はしません。届出のみとなります。

注2 添付書類は、「提出要領の3 申請書類」に記載されているものを変更事項に応じて添付してください。

（例：「住所」、「商号又は名称」または「代表者氏名」等の変更の場合は、「登記簿謄本」の写しを提出してください。） 添付書類は、「登記簿謄本（写）」と記入する。なお、電話、FAX 番号も変更がある場合は、それが確認できる営業経歴書等も添付すること。添付書類は、「登記簿謄本（写）及び営業経歴書」と記入する。（営業所等の住所、電話、FAX 番号等の変更の場合も同様です。）

(2) 申請事項

「製造・販売・役務等の種類」及び「競争参加資格希望業種区分（営業品目）」を追加する場合には必要となります。（追加された業種区分に係る実績（売上高）については、計上できません。）

この場合、申請者には資格決定の結果を文書（資格決定（変更）通知書）により通知しますので、返信用の封筒に住所等を記入し、82 円切手を貼付し同封してください。